

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税 (国税6)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	要望の内容	国民生活の利便性や企業の生産性の向上につながる金融インフラの導入促進のために、金融機関が行う資金決済高度化等に対応するためのシステム投資について、特別償却または税額控除の選択適用制度を創設すること	
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室	
4	評価実施時期	平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。	
6	適用又は延長期間	平成27年度から平成32年度まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民生活の利便性や企業の生産性を向上させるために、我が国の金融インフラの更なる整備を進めること。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 「日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報(EDI情報)の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関による資金決済高度化への対応を促すこと。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った金融機関の数

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	最大で 754 社(預金取扱機関数)による適用が見込まれる。
		② 減収額	各年 6,496 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)</p> <p>租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)</p> <p>租税特別措置等を手当てすることにより、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関の数の増加につながる。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)</p> <p>租税特別措置等が手当てされない場合、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関が少なくなり、我が国の金融インフラの整備が十分に進まないおそれがある。</p>
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)</p> <p>幅広く、国民生活の利便性や企業の生産性の向上させることにつながることから、税収減を是認するような効果が有ると考えられる。</p>			
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、我が国全体の金融インフラの更なる整備を進めることを目的としているため、地方における国民生活の利便性や企業の生産性の向上にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めての要望である。